学校感染症による出席停止ついて

学校感染症による欠席は下記の許可証をもって出席停止を行います。つきましては、受診された医療機関にて下記の許可証を記入していただき、登校再開時に学校へ提出していただきますようお願い申しあげます。

【 学校保健安全法施行規則 主な学校感染症の出席停止期間の基準 】

【学校保健安全法施行規則 王な学校感染症の出席停止期間の基準 】								
	感染症の種類	出席停止期間の基準						
第	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出							
	血熱等、感染症法の一類感染症と結	治癒するまで						
種	核を除く二類感染症を想定							
第二種	インフルエンザ※	発症した後 (発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、						
	(特定鳥インフルエンザを除く)	かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで						
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性						
		物質製剤による治療が終了するまで						
	麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで						
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を						
		経過し、かつ、全身状態が良好になるまで						
	風しん	発しんが消失するまで						
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化する(かさぶたになる)まで						
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで						
	新型コロナウイルス感染症※	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日						
		を経過するまで						
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれが						
	髄膜炎菌性髄膜炎	ないと認めるまで						
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大	庁出により労権をこの他の医師において成為のおろわぶ						
	腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、	病状により学校医その他の医師において感染のおそれが						
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	ないと認めるまで						
	その他の感染症							
	感染性胃腸炎、溶連菌感染症	地域や学校における感染症の発生・流行の態様等、条件によっては出席停止の措置が考えられるもの						
	ヘルパンギーナ、手足口病							
	マイコプラズマ肺炎、伝染性紅斑等							

感染症名の詳細は「合格者の手びき」参照

- ※ 「OOした後△日を経過するまで」の考え方は、「OO」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定 します。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認められる場合はこの限りではありません。
- ※ インフルエンザについては、下記の「登校許可証」に代えて、名前・日付・薬品名などが明記され、病名確認が可能なものを学校に提出してください。(処方薬説明書・インフルエンザ検査結果・医療費明細書など)
- ※ 新型コロナウイルス感染症については、下記の「登校許可証」に代えて「新型コロナウイルス感染症に関する欠席届」に保護者の方がご記入の上、学校に提出してください。

登校許可証

年 組	番	名前					
疾患名							
上記の学校感染	症にて、	月	目から	月	日まで	登校禁止と	こしました。
		月	<u>目</u> より2	登校を許	可しま	す。	
年	月 日	医療機能	関名				
		住 医 師	所名				